平成２６年（フ）第４７号
群馬県太田市新野町919番地１　グリーンコーポ楓101号
債務者　小林　秀樹
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４８号
群馬県太田市新野町919番地１　グリーンコーポ楓101号
債務者　小林　真理
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１０号
愛知県一宮市篭屋２丁目２番５－１号　ソフィアＭＫ－Ａ棟201号
債務者　後藤　進治
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０１号
香川県高松市松島町１丁目14番13―301号　ベウラ松島
債務者　吉田　典弘
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３８号
熊本市東区長嶺南７丁目１番17―504号　長嶺東団地２―504
債務者　平田久美子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１号
北海道苫小牧市花園町４丁目４番７号　今井アパート６号
債務者　伊藤　和代
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２９７号
千葉市中央区仁戸名町654番地８
債務者　鴨田　佳子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２３号
千葉市若葉区西都賀２丁目17番１号　Ｃｉｔｙ42―202号
債務者　荻村　康二
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６２号
千葉市稲毛区作草部１丁目21番１号　作草部県営住宅３棟607号
債務者　滝田　米子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
兵庫県姫路市東山206番地１エルドエル301号
債務者　松本　崇宏
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８２号
兵庫県高砂市高砂町浜田町２丁目５番３号
債務者　春山こと　徐　　明子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６５号
兵庫県姫路市城東町清水17番地　京口団地４―213、従前の住所兵庫県姫路市花田町高木367番地
債務者　北川　秀美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１８３号
兵庫県加古川市野口町北野1169番地の７
債務者　野田　美明
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０７号
長崎県長崎市錦２丁目13番10号
債務者　奥村　勇気
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町６丁目４番58号
債務者　國分　芳栄
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
宮城県多賀城市下馬３丁目21番11号　石橋アパートＡ－２号
債務者　石橋　芳弘
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
宮城県名取市大手町３丁目543番地の３
債務者　海隅修二郎
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係